

高岡ふしき病院附属訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条

この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する高岡ふしき病院附属訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態となった場合においても、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、介護予防及び適正な訪問看護及び定期巡回随時対応型訪問介護・看護（連携型）を提供する。また、在宅療養生活が円滑に継続できるよう利用者および家族に対しても支援を行い、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1) ステーションの看護師等は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する
- 2) ステーションは、利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする
- 3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関及び地域の保険・医療・福祉サービス機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

(事業所の名称等)

第3条

- 1) 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）
高岡ふしき病院附属訪問看護ステーション
 - (2) 所在地 富山県高岡市伏木古府元町8-5

(職員の職種、員数、勤務内容)

第4条

- 1) ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする
 - (1) 管理者 常勤の保健師または看護師1名（看護職員と兼務）
管理者は、管理者として所属職員を指導監督し、適切に事業が運営されるよう総括する。また、従業者に対し法令等遵守すべき事項についての指揮命令を行う
 - (2) 看護職員 保健師・看護師 常勤換算2.5名以上（うち1名は管理者と兼務）
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる
 - (3) 事務職員 1名（非常勤）
必要な事務を行う
- 2) 業務の状況に応じて、職員数は増減する

(営業日及び営業時間)

第5条

- 1) ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。ただし、利用者の状況等により必要と認められる場合はこの限りではない
 - (1) 営業日 月曜から金曜日までとする。ただし、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする
ただし24時間常時連絡が可能な体制とする

(訪問看護の提供方法)

第6条

- 1) 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする
 - (1) 訪問看護の利用希望者が在宅主治医に申込み、在宅主治医が交付した訪問看護指示書に基づいて看護計画書を作成し利用者又は家族へ説明を行い、訪問看護を実施する
 - (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申込みがあった場合は、在宅主治医の指示書の交付を求めるように指導する

(具体的な訪問看護の内容)

第7条

- 1) 訪問看護を行うにあたって、看護師等は利用者の希望、全身状態と障害の程度を把握して在宅主治医に連絡しその指示に基づいて次の内容を行うものとする
 - (1) 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、作成した訪問看護計画に基づき訪問看護を提供する
 - (2) 介護予防を目的とした療養上の援助、清拭・洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事及び排泄等の管理
 - (4) 褥瘡の予防・処置
 - (5) 酸素療法・吸引器・経管栄養・人工肛門・カテーテル等の管理
 - (6) 認知症患者の看護
 - (7) リハビリテーション
 - (8) 療養生活や介護方法の指導、家族相談、助言等
 - (9) ターミナルケア
 - (10) 定期巡回随時対応型訪問介護・看護(連携型)における健康チェック、生活チェックおよびアドバイス
 - (11) その他医師の指示による医療処置

(利用料)

第8条

1) 利用者負担金

訪問看護を利用した場合の利用料は診療報酬・介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、訪問看護の開始にあたって、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする

(1) 医療保険

各種健康保険の個人負担割合分

(2) 介護保険

訪問看護に要した額の1～3割

(3) 定期巡回随時対応型訪問介護・看護（連携型）

介護度に応じた額の1～3割

2) 自費料金

利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品の費用は利用者の負担とする。

医療保険の方は交通費として1回の訪問につき、伏木以外の高岡市の方は200円、高岡市以外の方は300円の負担とする。介護保険の高岡市以外の方は交通費として1回の訪問につき、300円の負担とする。

死後の処置を希望される場合はエンゼルケア料17,000円の負担とする。

利用者の都合により当日の訪問を中止された場合は、キャンセル料としてその一割を負担とする。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではない。

(緊急時における対応方法)

第9条

- 1) 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに在宅主治医に連絡し適切な処置を行うこととする
- 2) 主治医に連絡できない場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする
- 3) 看護師等は、前各号についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および在宅主治医に報告するものとする

(事故発生時の対応)

第10条

- 1) 事業者は、利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じなければならない

(虐待防止に関する事項)

第11条

- 1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(業務継続計画の策定等)

第12条

- 1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護 予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする
 - (1) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする
 - (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(衛生管理等)

第13条

- 1) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする

(通常の事業の実施地域)

第14条

- 1) 通常の事業の実施地域は、高岡市と射水市・氷見市の一部とする

(苦情の処理)

第 15 条

- 1) 利用者からの苦情の処理は管理者が統括する
- 2) 苦情を受けた者は、速やかに管理者に報告する。そしてその内容等を記録する
- 3) 管理者は苦情の実態を調査し、利用者に説明しなければならない
- 4) 苦情に関して、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行う。また、市町村等から求めがあった場合は、改善の内容を報告する

(個人情報の保護)

第 16 条

- 1) 職員は業務上知りえた、利用者及び家族の情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない

(その他運営についての留意事項)

第 17 条

- 1) 事業所は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする
 - (1) 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、また、業務体制を整備する
 - (2) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院管理者との協議に基づき定めるものとする

「付則」

1. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する
2. この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する
3. この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する
4. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する
5. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する
6. この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する
7. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する